

## 甲府市農業委員会 7月定例総会議事録

1. 日 時 令和7年7月30日（水） 午後2時00分
2. 会 場 甲府市東公民館
3. 出席委員（16名）  
会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子  
【農業委員】  
1番 森澤 良直    2番 落合 洋子    4番 宮川 俊一    5番 輿水 辰次  
6番 芦沢 喜嗣    7番 小松 芳彦    8番 越石 和昭    10番 關野 登  
11番 佐々木 茂隆    13番 渡邊 元二    14番 野澤 洋子    15番 長田 正実  
16番 菊島 建
4. 欠員（1名）  
9番
5. 欠席（2名）  
3番 土屋三千雄、12番 西名 武洋
6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名  
事務局 長 白倉 修  
農地係 係 長 中村 勝  
          係 長 窪田 光洋  
          主 任 内藤 ひとみ  
振興係 係 長 長澤 和利
7. 議 案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定  
          による農地中間管理機構への要請について  
  
報告案件  
報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について  
報告第2号 農地法第3条の規定による許可について（競・公売）  
報告第3号 農地法第5条の規定による許可について（競・公売）  
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第5号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

- 報告第 6 号 返納届について  
報告第 7 号 農用地利用集積計画の解約について

午後 2 時 0 0 分 開会

○事務局（中村係長）

本日の総会は、委員定数 19 名中、欠員 1 名、16 名のご出席をいただいておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会 7 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、7 月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に、今回は、16 番の菊島建委員と 1 番の森澤良直委員のお 2 人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（窪田係長）

農地法第 3 条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、売買が 3 件及び遺贈が 1 件の合計 4 件ございます。4 件とも 3 条の資格要件を満たしております。

議案書 1 ページの 1 番、地図は、1 ページの 3 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は○○、○面は○○、○面は○○、○面は○○となっております。

譲受人は、現在、○○に在住しておりますが、○○により○○が○○なったことから、譲受人が所有する農地に○○した申請地を取得するものであります。

譲受人は申請地で○○を栽培する予定であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は、2 ページの 3 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の○面は○○、○面、○面及び○面は○○となっております。

譲受人は、○○による○○に伴い、所有していた農地が○○されることから、○○として、申請地を取得したいとのことであります。

譲受人は、○○、○○、○○を所有し、申請地では○○栽培する予定であります。

続きまして、議案書3番、地図は、3ページの3条NO. 3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇面は〇〇、〇面及び〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受人は現在、〇〇及び〇〇を栽培しており、〇〇に伴い、譲受人が所有する農地の〇〇に〇〇する申請地を取得することとなりました。

申請地では、〇〇を栽培する計画であります。

続きまして、議案書2ページの4番、地図4ページの3条NO. 4-1及び、5ページの4-2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、農地の所有者は〇〇なことから、譲渡人の〇〇は、〇〇となっております。

4-1の申請地は、〇面、〇面、〇面、〇面を〇〇にとなっております。また、4-2申請地の〇〇は〇〇、〇面、〇面、〇面は〇〇となっております。

譲受人は、〇〇の〇〇であり、〇〇からの〇〇により、申請地を取得するものであります。

〇〇については〇〇し、〇〇、〇〇、〇〇を〇〇として栽培する予定であります。

#### ○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第1号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見もないようですので、採決をいたします。議案第1号「農地法第3条による許可申請」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきましたので、議案第1号については、決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

#### ○事務局（窪田係長）

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地転用するものであります。今月は、3件ございます。

議案書3ページの1番、地図は、6ページの5条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇及び〇〇でございます。

申請地の○面は○○、○面は○○及び○○、○面は○○、○面は○○であり、農地区分は第○種農地と判断しました。

申請人は○○や○○を行う○○であり、申請地の○○に位置する○○の○○及び○○を○○するため転用したいとのことです。

○○の○○については○○し、○面道路に○○されている○○へ接続し、○○の○○については○面道路に○○されている○○へ接続し、○○については○○により○面道路の○○へ排水する計画であります。

○○の○○には○○を設置し、○面、○面の○○からも○○を得ており、○○の場合には、○○するとのことでもあります。

議案書の2番、地図は、7ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、○○でございます。

申請地の○面及び○面は○○、○面は○○、○面は○○であり、農地区分は第○種農地と判断しました。

譲受人は、○○を経営しておりますが、○○では○○で、○○も○○の○○が見込まれることから、申請地を転用し、○面の○○と○○で○○にしたいとのことでもあります。

転用後は、○○する予定です。なお、○○は、○○による処理後、○面の○から○面の○○へ○○し、○○についても○○により、○面の○○から○面の○○へ○○する計画であります。

続きまして、議案書3番、地図は、8ページの5条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであります。転用目的は、○○でございます。

申請地の○面は○○及び○○、○面は○○、○面、○面は○○となっており、農地区分は第○種農地の、○○と判断いたしました。

賃借人は、○○で○○を営む○○ですが○○に伴い、○○が○○していることから、○○に近い申請地を○○に転用し、賃借したいとのことでもあります。

○○には、○○に使用する○○、○○、また、○○や○○も置く予定であります。なお、申請地は碎石敷きで雨水は地下浸透により処理する計画であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第2号につきましても、事前にご意見等はないかと伺っておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

＜ 意見なし ＞

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

## 《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第2号については、決定いたします。なお、議案第2号のうち、1,000㎡以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、許可書の交付をして参ります。

次に、報告第1号から第6号について、事務局より説明して下さい。

### ○事務局（窪田係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書4ページは、先月の総会案件のうち、農地法第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

議案書5ページから12ページまでは、6月9日から7月8日までに受理しました4月の定例総会で競・公売適格証明の承認をいただいた方の農地法第3条及び5条の許可や相続等の3条の届出、市街化区域における農地法5条の届出、また、返納届を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

### ○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「第6号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第3号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地中間管理機構への要請について」と、報告第7号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

### ○事務局（長澤係長）

振興係の長澤です。よろしくお願いたします。それでは「議案第3号」の説明をいたします。

議案書13ページをご覧ください。まず、新規設定の集計表となりますが、農地中間管理機構において、8月25日公告、9月1日貸借開始となる案件でございます。

今回は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇地区から、合計〇筆の申請がありまして、合計面積は、〇〇㎡でございます。

中段の表、令和7年度の目標面積、118,100㎡に対し、設定面積は、先月の総会までに、ご承認をいただいた23,418㎡で、達成率は20パーセントでございます。

次に、14ページをご覧ください。こちらの集計表は、借受人は、これまでと変わ

らず、農地中間管理機構を介した案件となりますが、今回、再設定の案件はありませんでした。

続いて、15 ページから 16 ページが、土地所有者から山梨県農業振興公社への貸付でありまして、17 ページから 18 ページが、借受人となります。

貸付人、借受人の氏名・住所・借受期間等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

それでは、新規就農者の案件をご説明申し上げます。

議案書 17 ページの 2 番をご覧ください。なお、今月より新規就農者につきましては、委員各位に広く周知を図るため、位置図を参考資料として、ご提示することといたしました。

位置図につきましては、9 ページ、議案第 3 号No.2 を併せてご覧ください。

借受人は、〇〇にお住まいの〇〇歳の〇〇で、新規就農者でございます。この方は、昨年、〇〇が主催する〇〇、また、〇〇の〇〇を受講され、栽培技術を習得されました。当該農地では、主に〇〇を多品目、栽培し、〇〇に〇〇する予定でございます。

また、農業機械等につきましては、〇〇なため、〇〇の〇〇を利用することとありますが、就農後には、〇〇とのこととあります。また、〇〇により年間〇〇日、農業に従事する予定とのこととあります。

以上のことから、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項による要件を満たしております。

引き続き、農地銀行による農用地利用集積計画の解約の届けが提出されましたのでご報告申し上げます。議案書の 19 ページをご覧ください。

今月は、2 件の解約届が提出されました。貸付人、借受人の氏名・住所・解約の理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上で、一括説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

それでは、新規就農者の案件について、山城地区の關野委員より、補足説明をお願いします。

○（關野委員）

〇〇より、〇〇から〇〇に〇〇してほしいとの要望がありましたが、〇〇は〇〇だったため、〇〇へ〇〇したところ、ちょうど、〇〇住んでいて、〇〇で〇〇している方が〇〇しているという〇〇したことから、〇〇と一緒に〇〇しました。当農地では〇〇などの〇〇を栽培する計画で、一生懸命頑張って耕作していく意志があり、〇〇も〇〇で〇〇しているので、今後サポートしていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。事務局並びに、地元委員より説明が終わりました。こち

らも、事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないようですので、採決をいたします。議案第3号「農地中間管理機構へ要請すること」に同意される方は、挙手をお願いします。

《 全員同意 》

ありがとうございます。全員の同意をいただきましたので、議案第3号につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

なお、「報告第7号」につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

無いようですので、以上をもちまして、7月定例総会を終了いたします。  
ご協力ありがとうございました。

午後2時50分 閉会